

チコ労務管理事務所通信

育児休業取得者の割合と男性の育休取得で受給できる新設助成金

男女別の育児休業取得率は？

厚生労働省から「平成 27 年度 雇用均等基本調査」の結果が公表され、育児休業の取得者割合（取得率）が明らかになりました。

これによると、平成 27 年度に育児休業を取得した女性の割合（平成 25 年 10 月 1 日から平成 26 年 9 月 30 日までに在職中に出産した女性のうち、平成 27 年 10 月 1 日までに育児休業を開始した者（育児休業の申出をしている者を含む）の割合）は 81.5%（前年度 86.6%）、同じく男性の割合（同期間中に配偶者が出産した男性のうち、育児休業を開始した者（育児休業の申出をしている者を含む）の割合）は 2.65%（同 2.30%）となり、男性の取得率は平成 8 年度の調査開始以来過去最高となったそうです。

女性の取得率は平成 20 年（90.6%）をピークに伸び悩んでおり、ここ 9 年では最低の割合となりました。

男性の取得率は過去最高。しかし...

男性の取得率は調査開始以来「過去最高」となりましたが、政府が目標として掲げる「2020 年度に 13%」には程遠い数字となっています。

何らかの抜本的な対策が講じられない限り、2020 年までに取得率を 13%に引き上げることは不可能と言えるでしょう。

今年度から新設された助成金

そんな状況の中、「両立支援等助成金」の 1 つとして、男性労働者に一定の育児休業を取得させた事業主に助成を行う「出生時両立支援助成金」が今年度から新設されました。

支給対象となるのは、子の出生後 8 週間以内に開始する連続 14 日以上（中小企業は連続 5 日以上）の育児休業（1 年度につき 1 人まで）であり、過去 3 年以内に男性の育児休業取得者が出ている事業主は対象外となります。



支給額は、中小企業では 1 人目が 60 万円（2 人目以降 15 万円）、大企業では 1 人目が 30 万円（2 人目以降 15 万円）となっています。

男性従業員のご家庭にお子さんが産まれる予定がある場合、申請を検討してみてもいいかもしれません。

メタボ健診で「正常レベル」の人は 2 割未満

「正常レベル」の割合はかなり少ない

健康保険組合連合会（健保連）が 2014 年度における 40 歳～74 歳（326 万 4,499 人）を対象とした特定健康診査（特定健診）の調査結果を発表し、健康診断の主要 4 項目（血圧、脂質、血糖、肝機能）がすべて「基準値以内」だった人が全体の約 19%しかいなかったことがわかりました。

また、肥満に該当しない人でも、特定保健指導対象や医療機関での受診が必要な人は 7 割近くいたこともわかりました。

腹囲・BMI は基準値未満でも油断できない

特定健診は「メタボ健診」とも呼ばれ、2008 年度から実施が義務付けられています。

40歳～74歳を対象に、腹囲が男性85センチ以上(女性は90センチ以上)、BMI25以上を基準値に、血糖・血圧：脂質などに異常がある人を特定保健指導の対象とするものです。

しかし、厚生労働省の研究班などが「腹囲やBMIが基準値未満でも、血糖・血圧などに異常があると発症リスクが高まり、逆に腹囲などが基準値以上でもそれ以外の異常がない場合は発症リスクに変化がない」とした研究結果を発表しており、新たな基準での検診を2018年から実施する予定です。

特定保健指導を受けていない人は医療費が1.5倍

同じく健保連が行った調査によると、特定保健指導を受けた人と受けていない人で1人当たりの医療費を比べると、特定保健指導を受けた人のほうが、受けていない人に比べて医療費が低い傾向にあることがわかっています(男性の場合だと医療費について約1.5倍の差があるようです)。

また、男性の場合は「血糖に異常がある人は、ない人に比べて医療費が2倍以上」、女性の場合は「メタボリスクがある人は、ない人に比べて医療費が2倍以上」かかっていることもわかっています。

生活習慣の見直しを

保健指導判定値のリスク項目別割合をみると、最も高い割合を示しているのは肥満者・非肥満者とも「脂質」で、健保連では「肥満ではなくても脂質の値に注意し、必要があれば保健指導や医療機関への受診を勧奨することが重要」とコメントしています。

食べすぎや運動不足によりエネルギーが過剰に摂取された状態になると、内臓脂肪はすぐに溜まってしまいます。食生活、運動、タバコなど、今一度自分の生活習慣を見直してみましょう。

厚労省調査結果にみる「労使間の交渉」の実態

「労使間の交渉等に関する実態調査」について

本調査は、労働組合と使用者(または使用者団体)の間で行われる団体交渉、労働争議および労働協約の締結等の実態を明らかにすることを目的として行われるものです。

昭和58年から実施されており、平成25年からの見直しに伴い平成27年は従来の「労働組合実態調査」、「労働組合活動実態調査」、「労働協約等実態調査」および「団体交渉と労働争議に関する実態調査」を再編したものとなりました。

本調査結果は、約5,200労働組合に対して実施し、約3,200労働組合から得た有効回答をまとめたものです。

団体交渉の状況

過去3年間(平成24年7月1日～平成27年6月30日)に使用者側との間で行われた団体交渉の状況は、「行った」が67.8%、「行わなかった」が32.2%となっています。

このうち「行った」と回答する割合は企業規模が小さい労働組合のほうが高く、「5,000人以上」が45.2%、「1,000～4,999人」が59.8%に対し、「500～999人」が79.9%、「300～499人」が78.3%、「100～299人」が84.4%、「30～99人」が78.4%となっています。

労使間の交渉状況

過去3年間に「何らかの労使間の交渉があった」事項は、「賃金・退職給付に関する事項」(83.5%)、「労働時間・休日・休暇に関する事項」(70.9%)、「雇用・人事に関する事項」(62.6%)、「職場環境に関する事項」(52.1%)の順に高くなっています。

また、上記のうち「使用者側と話し合いが持たれた」事項をみると、「所定外・休日労働」が98.1%、「賃金制度」が97.4%、「所定内労働時間」が96.7%、「賃金額」が96.1%となっています。

さらに、その結果、「労働協約の改定がなされた又は新たに労働協約の規定が設けられた」とする割合を事項別にみると、「育児休業制度、介護休業制度、看護休暇制度」が29.7%、「賃金制度」が24.7%、「賃金額」が23.0%、「休日・休暇」が23.0%という結果です。

正社員以外の労働者に関する状況

正社員以外の労働者の「組合加入資格がある」割合は、平成25年と比較すると、派遣労働者を除いていずれも増えており、「パートタイム労働者」35.6%、「有期契約労働者」39.9%、「派遣労働者」11.1%、「嘱託労働者」34.0%となっています。

実際に正社員以外の労働者の組合員がいる割合も派遣労働者以外は4%前後増えています。

人事労務に関する手続き・ご相談・お問い合わせは…

チコ労務管理事務所

連絡先：〒130-0014 東京都墨田区電沢4-19-3

電話：03-3625-2327 FAX：03-6751-8185

e-mail：info@chiko-jimusho.com